

平成 29 年 11 月
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（情報・武器・車両担当）
経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課

自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案に関する意見の募集結果について

防衛省において、平成 29 年 7 月 4 日（火）から同年 8 月 2 日（水）までの間、自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも、防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

- 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（情報・武器・車両担当）
〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL：03-3268-3111（内線26081）

意見内容等について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	政令案の修正
	全般	<p>○特に問題ないのではないかと思われた。</p> <p>○事実上、自衛隊の方々にとって良い事、自衛隊を苦しめる事でないならいいと思います。</p>	<p>今般の自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の改正により、陸上自衛隊の使用する船舶への適用が除外される保安上の規定については、自衛隊法第111条の規定に基づき、堪航性（船舶が安全に航行できる性能）及び乗船者の人命の安全を確保するため必要な技術上の基準として、防衛大臣が新たに定めることとなります。</p> <p>当該技術上の基準の策定に当たっては、自衛隊員の安全の確保を十分に考慮してまいります。</p>	なし